

# 春野商工会報

## 令和7年 新年のご挨拶

春野商工会 会長 西込浩一

R7年1月 第38号  
発行：春野商工会  
高知市春野町西分55番地  
TEL：088-894-2146  
FAX：088-894-2416

新年明けましておめでとうございます。令和7年の新春を健やかに迎えたいとお喜び申し上げます。また、会員の皆さまには、平素より当商工会事業に格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、世界的なエネルギー・食糧価格の高騰に加え、円安による景気後退、更には全国平均五十一円という大幅な最低賃金の引き上げも行われ、中小・小規模事業者にとって非常に厳しい一年となりました。

当商工会地域においても、少子高齢化・若年層の流出に伴う大幅な人口減少、働き手不足という負の連鎖により未だ本格的な経済回復基調には至っていないのが現状です。

一方、県内では新型コロナウイルスの五類移行によりイベント活動の制限が解除され、高知を代表する「よさこい祭り」も通常の規模での開催となり、各地域でも様々なイベントが復活し県内観光に賑わいが戻ってまいりました。

また、台湾との定期チャーター便、大型客船の就航等インバウンド需要の高まりが功を奏し多くの外国人が来高しております。観光庁の発表によりますとコロナ禍以前と比較して宿泊者数の伸び率が東京に次ぐ2位とのことで観光による経済効果も高まっているところです。

そうしたなか、中小・小規模事業者が持続的に発展するためには、様々な経済的影響による負担や、人材不足等の問題を解決していくための、適切な価格転嫁やコロナ禍で急速に普及したデジタル化の導入など、経営環境を整えることが必要です。商工会は今年も、皆様にとって良き相談者・提案者であるよう地域唯一の経済団体として、組織の総力を挙げ、事業者の皆様へ寄り添って取り組んでいく所存です。行政等関係団体とも連携を取りながら、労働者及び後継者不足や生産性の向上、資金繰りなど、事業者の皆様が抱える様々な課題の解決をサポートさせていただきます。

結びに、新しい年が、皆様にとりまして、新たな希望と飛躍への一歩となり申すことを心からお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



右側：西込浩一 会長  
左側：吉村志里 副会長

## 高知市 桑名龍吾市長に年賀挨拶

令和7年1月21日（火）、桑名龍吾市長のもとへ西込浩一 会長、吉村志里 副会長、西村幸祐 事務局長が年賀挨拶のための表敬訪問を行いました。桑名市長への表敬訪問は市長就任時の令和6年1月に続き、2回目となりました。

桑名市長との懇談内容は、令和6年11月に開催された行政懇談会のお礼と、その中で協議された議題について改めてお話しをいただきました。また、令和6年11月に高知県下の商工会長会にて決議した要望内容に触れ、春野商工会の課題である会館の老朽化や、地域内支援拠点の機能強化を図るため、予算措置について説明し要望書を提出しました。要望内容は以下の通りです。

- 【要望書 ※一部抜粋】
- I. 中小企業・小規模事業者のための大型経済対策の早期編成と実施
- II. 日本経済の起爆剤となる地方創生の推進
- III. 小規模企業対策費の大幅拡充
- IV. 災害対策の強化と災害からの復旧・復興
- V. 事業者が活躍しやすい各種制度の改正・拡充
- VI. 地域唯一の経済団体である商工会の支援力・組織力強化

春野商工会は、今後も行政と連携し、地域経済の発展に取り組んで参ります。



左から 吉村志里副会長、桑名龍吾市長、西込浩一 会長、西村幸祐事務局長

## ものづくりワールド九州展

令和6年度 伴走型小規模事業者支援推進事業

令和6年12月11日（水）～13日（金）福岡県福岡市博多区にて「ものづくりワールド九州展」第2回機械要素技術展への出展を支援しました。国内外から420社が集まった当展示会へ、伴走型小規模事業者支援推進事業を活用し、濱村鉄工(株)と株式会社KMTエンタープライズの2社が出展しました。開催期間中の来場者数は10,404人、当ブースへは39社が来訪し、継続交渉し取引成立できるよう取り組む契機となりました。また、当日は高知県産業振興センターの協力もあり、充実した商談会となりました。

伴走型小規模事業者支援推進事業とは、小規模事業者の経営力の向上を支援し、事業者の経営戦略により踏み込んだ「伴走支援」を実施するため、商工会と市町村が共同で作成する経営発達支援計画に基づき事業を実施しています。

当会では、第2期計画（令和4年～令和8年）の認定を経済産業大臣より受けました。年間を通して、経営発達支援計画に基づいた小規模事業者の売上拡大、販路拡大、生産性向上を支援するための事業を実施しています。経営発達支援計画は、春野商工会公式HPに掲載されています。支援を希望される事業者様は春野商工会までご連絡ください。事業遂行にあたりましては、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。



出展ブースの様子



展示会入口の様子

### 春野商工会役員が功労賞を受賞しました

令和6年12月6日(金) ホテルSp-harunoにて開催された春野商工会令和6年度第3回理事会にて、功労賞の授与を行いました。

永年にわたる商工会運営への貢献と地域商工業の発展に寄与した功績を賞して、全国連役員功労賞及び高知県連会長表彰の授与を行いました。全国連 役員功労賞を受賞したのは、横山光寿氏、門田義仁氏、葛岡睦雄氏の3名、高知県連会長表彰を受賞したのは、西込浩一氏、横山光寿氏、石田高三氏、門田義仁氏、葛岡睦雄氏の5名でした。

また、春野商工会への表彰として、第64回商工会全国大会 組織統一推進部門 会員増強運動 事業推進優良商工会等表彰、令和6年度会員加入促進キャンペーン事業報奨対象商工会 新規加入割合部門 全国第6位以上2つの表彰を賜ったことを報告しました。

表1. 春野商工会役員 受賞者一覧 (敬称略)

全国連 役員功労賞	高知県連会長表彰
横山 光寿	西込 浩一
門田 義仁	横山 光寿
葛岡 睦雄	石田 高三
	門田 義仁
	葛岡 睦雄

表2. 春野商工会 表彰一覧

第64回商工会全国大会 組織統一推進部門 会員増強運動 事業推進優良商工会等表彰
令和6年度会員加入促進キャンペーン事業 報奨対象商工会 新規加入割合部門 全国第6位



功労賞授与の様子  
石田 高三理事

西込 浩一会長

### 派遣税理士による 決算・確定申告相談会のご案内

今年も決算確定申告の時期がやってきました。春野商工会では、ご自身の決算・所得税・消費税の確定申告をスムーズに行うための相談会を開催いたします。ご参加をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

#### ● 決算相談日

2月25日(火)  
3月6日(木)  
3月12日(水)  
各日 午前9時～午後4時

#### ● 所要時間

1事業者あたり30分

#### ● 担当税理士

川越税理士事務所 川越宏一先生

### 事業承継時に知っておくと便利な株式の活用法

やさしい税務 Q&A

Q1. 株式にもいくつかの種類があると聞きました。

A. まず、普通株式についてあらためて確認しておきましょう。株式は一般に財産権と支配権をあわせもっているといわれています。財産権として代表的なものは配当を受ける権利であり、支配権として代表的なものは株主総会で議決権を行使する権利です。普通株式はこの財産権と支配権が原則として一体化して、株主の権利に何ら制限がありません。これに対して、財産権と支配権を実質的に切り離すことができ、種類株式や属人的株式があります。これらを用いると、目的に合わせて多様な株主の権利を作り出すことが可能になります。

Q2. 種類株式とはどんな株式でしょうか？

A. 種類株式とは、株式がもつ財産権や支配権について普通株式とは異なる内容を定めた株式のことをいいます。会社法では次の9つの事項について異なる内容に定めることを定め、この9つの型を組み合わせた株式を発行することも可能です。①配当優先(または劣後)、②残余財産の分配、③議決権の制限、④譲渡の制限、⑤取得請求権、⑥取得条項、⑦全部取得条項、⑧拒否件、⑨役員選解任権。これらの種類株式を用いることで、普通株式よりも多く配当したり、普通株式と区別して株主総会での議決権の行使を制限したりすることができま。

Q3. 種類株式の活用例を教えてください。

A. 事業承継における種類株式の活用例の一つが拒否権付株式です。あらゆる議決に拒否権をもち、実質的な支配権を有することから別名、黄金株ともいわれます。財産権としての株式は相続税や贈与税の対象ですが、早め後継者に継承したいというニーズがある一方で、支配権についてはしばらく温存して、しかるべきタイミングに継承したいというニーズもあります。

そこで拒否権のある黄金株を1株だけ発行し、その黄金株を現経営者の手元に残しつつ残りの株式を後継者に継承することで、普通株式だけでは難しかったニーズを実現できます。ここでのポイントは、黄金株であっても1株あたりの相続税評価額が普通株式と同じとされているので、現経営者が持ち続けても相続税への影響が少ないことです。

Q4. 属人的株式とはどんな株式ですか？

A. 属人的株式とは、配当を受ける権利、解散の場合の残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権という3つの権利を株主に異なった扱いにできる株式のことで、譲渡制限のある非公開会社でのみ導入が可能です。株式そのものに着目した種類株式に対して属人的株式は株主に着目しているため、所有する株式数の多少にかかわらず、支配権を一人の株主へ集中することができます。

たとえば、現経営者Aが持つ1株に議決権を100個与えれば、1個ずつの議決権を与えられた99株を持つ後継者Bに

議決権で勝ります。つまり、支配権を残したまま、後継者へ株式を継承することが可能になります。

なお、属人的株式の導入には、議決権の3分の2以上を要する特別決議よりもさらに要件の厳しい、議決権の4分の3以上を要する特殊決議が必要です。また、拒否権付株式とは違い、1株あたりの評価額に対する考え方が明確に示されていないところが難点です。

Q5. 種類株式や属人的株式を導入する上での注意点を教えてください。

A. 会社が種類株式や属人的株式を導入することによって、株主ごとの権利が複雑になることは想像に難くありません。その複雑さを受け入れてもなおメリットがあるか、また、目先の目的を達するためだけにないかを、会社の将来を視野に入れて慎重に検討しましょう。その際には専門家からのアドバイスも欠かせません。

### 第1回 おもしろ税金クイズ

中世フランスにて、実際にあった税金は次のうちどれ？

- ①めだか税
- ②かえる税
- ③へび税




正解は、QRコードから  
春野商工会報アーカイブ  
令和7年1月号データの最終ページに掲載中！

## 第1回 おもしろ税金クイズ

中世フランスにて、実際にあった税金は次のうちどれ？

- ①めだか税
- ②かえる税
- ③へび税

答え.②かえる税 

中世のフランスで、堀にいる かえる がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるので、領民が毎晩交代で水面をたたき、かえるが鳴くのを止めさせる役目がありました。その役目をする事、または役目の代わりにお金を納める事が「かえる税」でした。